

SBI 生命、3月1日より「団体信用介護保障保険」を SBI 新生銀行の住宅ローン利用者向けに提供開始

SBI 生命保険株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：小野尚、以下「SBI 生命」）は、2023年11月13日付のリリースにてお知らせした通り、2024年3月1日より株式会社 SBI 新生銀行（本社：東京都中央区、代表取締役社長：川島克哉、以下「SBI 新生銀行」）の住宅ローン利用者向けに、団体信用介護保障保険（以下、「介護団信」）を提供開始しましたのでお知らせいたします。これにより既に介護団信にご加入いただいている住宅ローン利用者の方も含め、介護団信の引受保険会社が SBI 生命に変更となります。

このたびの SBI 新生銀行への介護団信の提供開始は、SBI 生命が属する SBI インシュアランスグループが中期経営計画において掲げている「SBI グループ横断施策の推進」の一環であり、SBI 生命は、生命保険事業を通じて SBI 新生銀行グループや他の SBI グループ企業とのさらなる協業を一層推進してまいります。あわせて SBI グループが創業より掲げる事業構築の基本観である「顧客中心主義の徹底」に基づき、お客さまに対して介護団信をはじめとしたより良い商品・サービスのご提供にも努めてまいります。

◆SBI 生命「介護団信」の商品概要

保険期間中に被保険者が傷害や疾病により以下のいずれかに該当した場合、その時点の債務残高相当額が介護保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。

- ・約款所定の要介護状態となり、その状態が180日継続したとき
- ・公的介護保険制度にもとづき「要介護3以上」に該当していると認定されたとき

以上

<本件に関するお問い合わせ先>
SBI 生命保険株式会社 広報担当
TEL：03-6229-1019 メール：pr@sbilife.co.jp